



# 議会

資料は主に総務省作成  
資料、地方制度調査会  
提出資料より作成

# 議会の役割

## 1. 議 決

議会に与えられた権限の中で最も重要なもので、

- ・条例の制定・改廃
- ・予算の決定
- ・決算の認定
- ・一定金額以上の契約の締結

など、県政の重要な事柄に関しては、全て県議会の議決が必要です。

## 2. 同 意

副知事、監査委員、教育委員、公安委員、人事委員、収用委員など、知事が県の重要な地位につく人を選任、任命するときには、議会の同意が必要です。

## 3. 調査と検査

県の仕事が、県議会の決定に従って適正に行われているかどうかを調査、検査します。

## 4. 選 挙

議長、副議長のほか、選挙管理委員などの選挙を行います。

## 5. 意見書、決議

県民の福祉の向上や利益につながることについて、国などに意見書を提出したり、国政や社会問題などについて、議会の意思を明らかにするために決議を行ったりします。

## 6. 請願、陳情

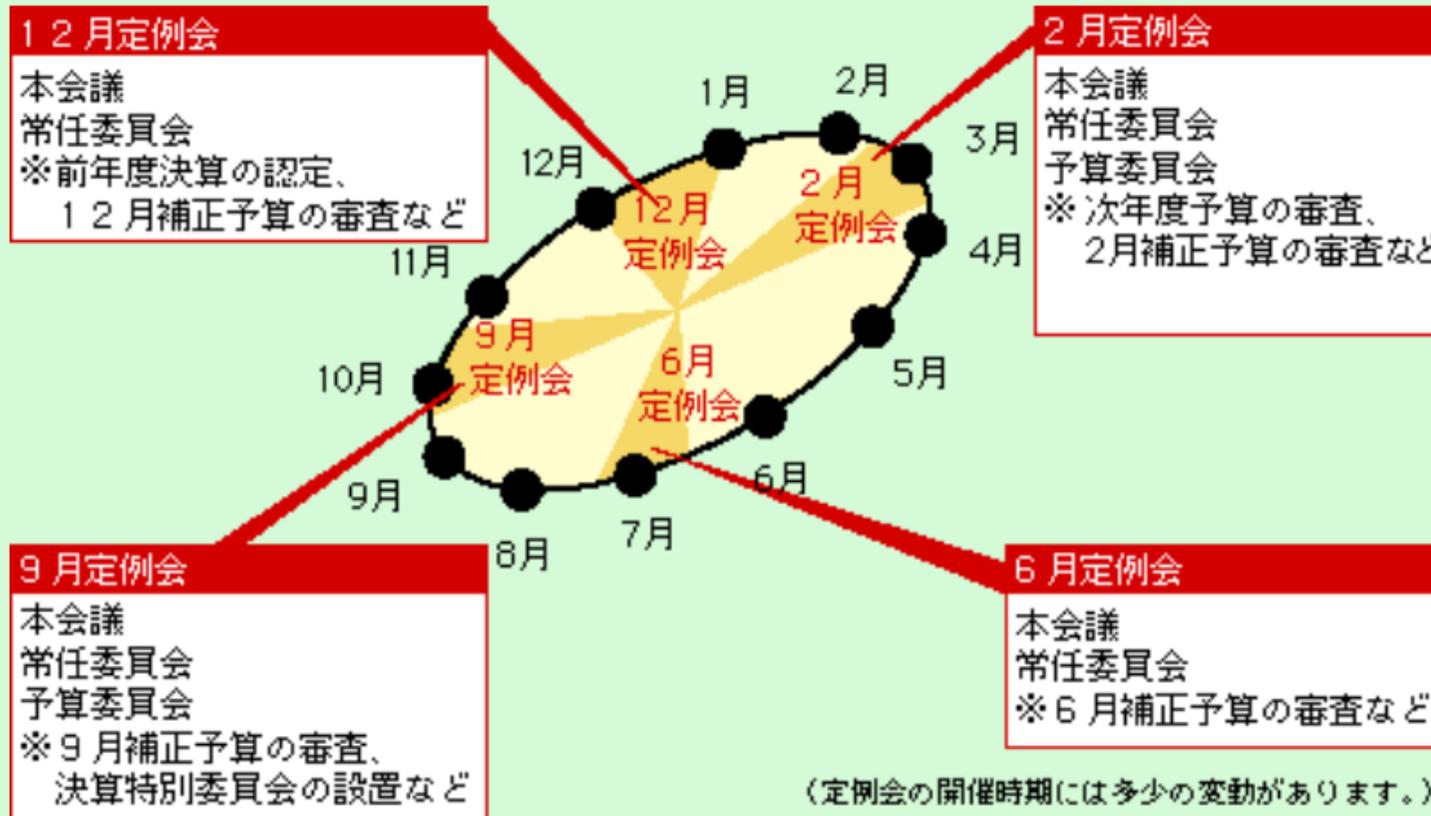
議会に提出された請願を審査し、内容が適当と認められるものは採択して、県政に反映されるように努めます。

また、陳情に関しても、請願同様、県政に反映されるよう努めます。

# 議会の一年

※ 24年自治法改正で、条例で定めるところにより、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることが可能となった。

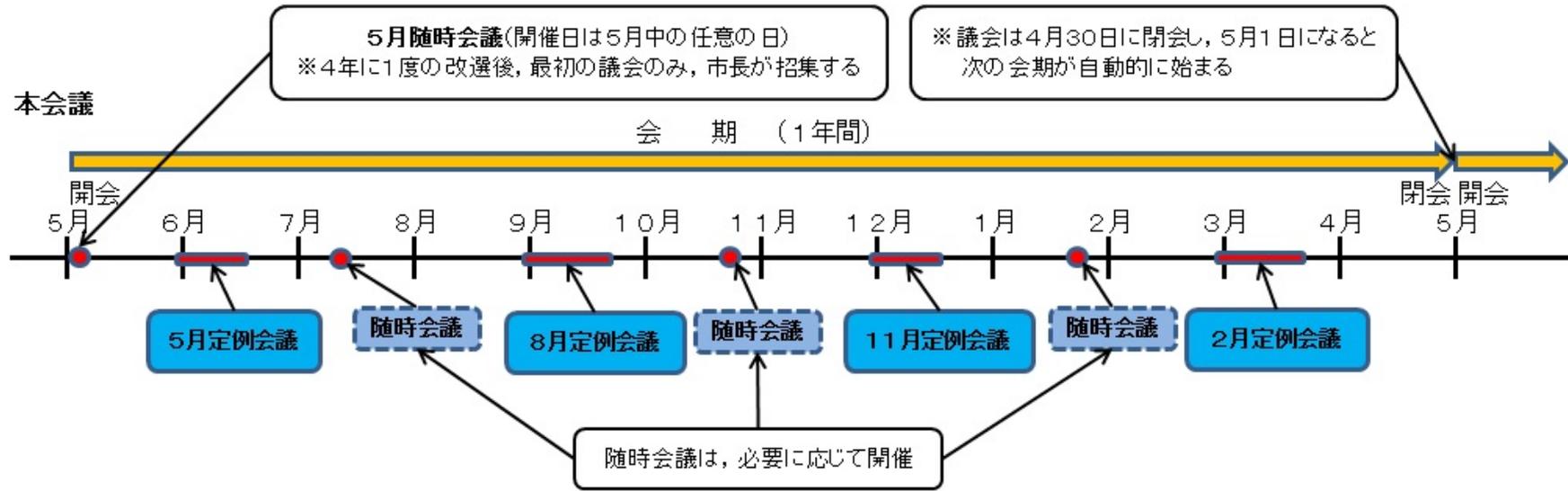
## ■ 定例会年間スケジュール



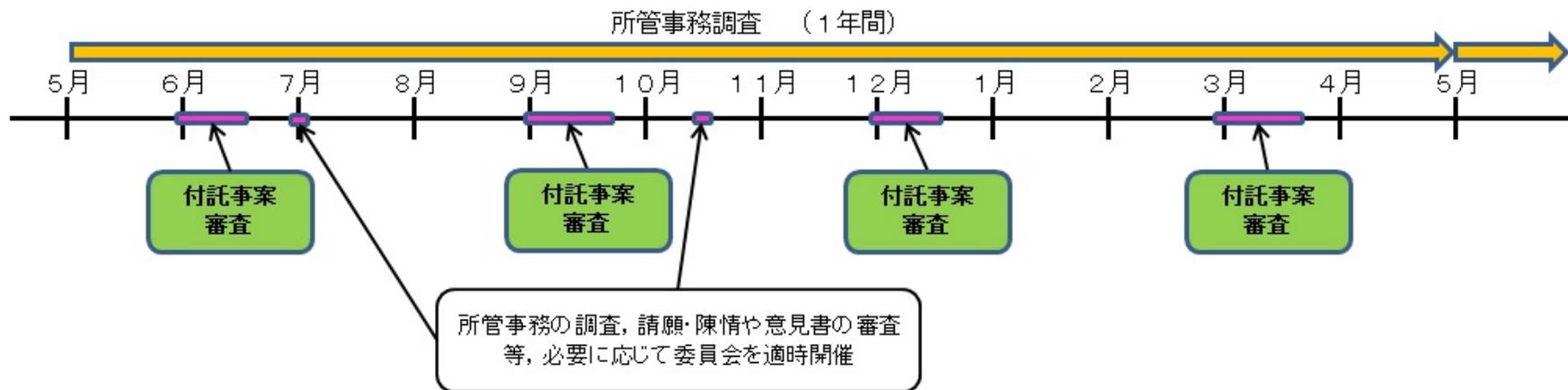
高知県議会ホームページより作成

※常総市HPより

### 通年議会イメージ



### 常任委員会



# 審議の流れ

本会議 	●開会	議長が宣告します。なお、本会議を開くには議員定数(39人)の半数以上の議員の出席が必要です。	 <p>「知事からの提案説明」</p>
	●議案提出	議案には、知事から提出されるものと、議員から提出されるものがあります。	
	●提案説明	議案について、提出者から内容の説明があります。	
	●質疑・質問	議員が議案や県の仕事について質疑や質問を行い、知事などが答弁します。	
	●委員会付託	質疑・質問が終わると、議案などをさらに詳しく調べるために、委員会に送ります。	



委員会 	●付託議案審査	送られてきた議案や請願などについて、いろいろな角度からよく調べ、委員会として、賛成、反対の態度を決めます。	 <p>「委員会審査」</p>
--	---------	---	--



本会議 	●委員会報告	すべての委員会が終わると、再び本会議を開き、委員会で決まった審査結果を報告します。	 <p>「採決」</p>
	●討論	委員会報告の後、議案について賛成か反対かの意見を述べます。	
	●採決	議案について賛成か反対かを決めます(通常は起立採決の方法をとります)。	
	●閉会	全ての議案の採決が終われば閉会となります。採決の結果は議長から知事に通知され、知事はこれをもとに仕事を進めていきます。	

## 地方議会制度の概要① ～議員の選出～

- 議会は、直接選挙により選出された議員により構成
- 議員は、選挙人が投票により選挙する。（法 § 17）

① 任 期：原則として、一般選挙の日から起算して4年（法 § 93）  
補欠議員の任期は、前任者の残任期間（公選法 § 260①）

② 選 挙 権：日本国民たる年齢満20歳以上で、引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者（法 § 18）

③ 被選挙権：選挙権を有する者で、年齢満25歳以上のもの（法 § 19）

### ④ 選 挙 区

- ・ 都道府県議会議員  
郡・市（指定都市についてはその行政区）の区域（公選法 § 15①、 § 269）
- ・ 指定都市議会議員  
行政区の区域（公選法 § 15⑥）
- ・ その他市・町村議会議員  
原則その市町村の区域をもって選挙区となるが、特に必要があるときは条例で選挙区を設置（公選法 § 15⑥）

※ 原則として、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。（公選法 § 15⑧）

## 地方議会制度の概要②

## ～議員定数・議員の報酬等～

### ○ 議員の定数

- 定数は、条例で定める。(法 § 90)
- 町村は、条例で、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。  
【町村総会】(法 § 94)

### ○ 議員数(平成25年12月31日現在)

- 市区  
812市区、 20, 151人  
平均24.8人
  - 町村  
930町村、 11, 590人  
平均12.5人
  - 都道府県  
47都道府県、 2, 735人  
平均58.2人
- ※ いずれも定数  
地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等

### ○ 議員報酬等

- 議員報酬、費用弁償を支給  
(法 § 203①・②)
  - 期末手当を支給することが可(法 § 203③)
- ※ 額・支給方法は条例で規定(法 § 203④)

### ○ 政務活動費(法 § 100⑭～⑰)

条例の定めるところにより、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することができる。

- ※ 交付の対象は会派又は議員
- ※ 条例により、交付の対象、額及び交付の方法並びに政務活動費を充てることができる経費の範囲を定める。
- ※ 交付を受けた会派又は議員は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出する。
- ※ 議長は、使途の透明性の確保に努める。

cf. 国会議員の場合  
立法事務費  
(文書通信交通滞在費)

## 地方議会制度の概要③ ～議員の兼職・兼業の禁止～

### ○ 兼職の禁止（法 § 92等）

議員は、次に掲げる職と同時に身分を有することができないこととされており、公選法 § 89等により、公務員である者が議員選挙の立候補者となった場合は、その候補者としての届出日に退職したものとされ、他方、議員が在職中に次の職に就くような場合は、いずれかの職を辞する等の必要がある。

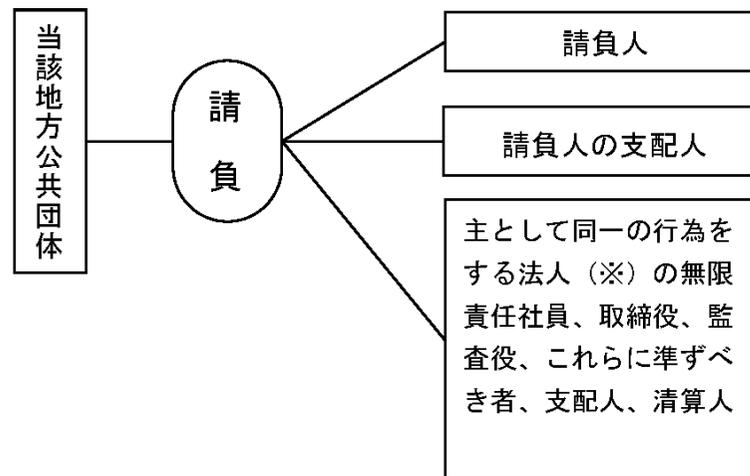
衆議院議員又は参議院議員	法 § 92①	
裁判官	裁判所法 § 52	
他の地方公共団体の議員	法 § 92②	
普通地方公共団体の長	法 § 141②	
行政委員会関係	教育委員会の委員	地教行法 § 6
	人事（公平）委員会の委員	地公法 § 9-2⑨
	公安委員会の委員	警察法 § 42②
	収用委員会の委員及び予備委員	土地収用法 § 52④
	海区漁業調整委員会委員	漁業法 § 95 (都道府県議会議員のみ)
	内水面漁業管理員会の委員	漁業法 § 132による同法 § 95の準用
	固定資産評価審査委員	地税法 § 425①
地方公共団体の常勤の職員	法 § 92②	
短時間勤務職員	法 § 92②	
固定資産評価員	地税法 § 406①	
外部監査人	法 § 252-28③VII	
港務局の委員会の委員	港湾法 § 17①	

### ○ 兼業の禁止（法 § 92-2）

議員は、次に掲げる業に従事することができないとされているほか、議員在職中にこれらの業に従事していると、議会で出席議員の3分の2以上の多数により決定した場合は、失職することとされている（法 § 127①）。

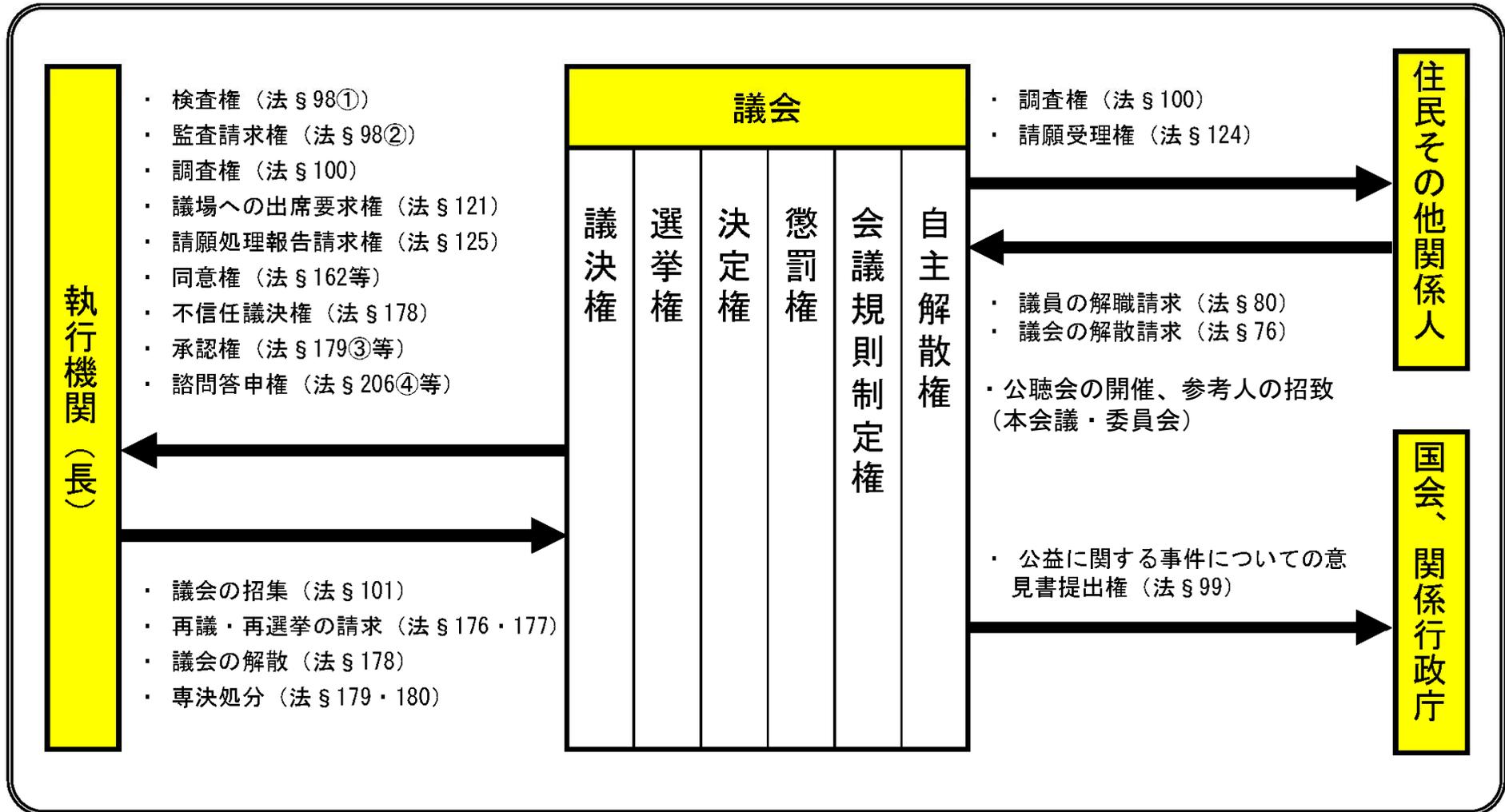
【請負の相手方】

【禁止される業】



※ 当該地方公共団体に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人

# 地方議会制度の概要④ ～議会の権限～



## 地方議会制度の概要⑤ ～議会の議決権～

地方議会の議決すべき事項については、地方自治法第96条第1項各号に列挙されているほか、同条第2項において、条例で議決事件を追加することができるとなっている。

### 議決事件

- ① 条例の制定・改廃（法 § 14）
  - ② 予算の議決（法 § 211・218）
  - ③ 決算の認定（法 § 233）
  - ④ 地方税の賦課徴収・分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収
  - ⑤ 工事・製造の請負契約のうち、政令で定める基準額以上で条例で定める額以上の契約の締結（令 § 121の2 ①）
  - ⑥ 財産の交換・出資・支払手段としての使用・適正な対価なくしての譲渡又は貸付け
  - ⑦ 不動産の信託（法 § 237②）
  - ⑧ 政令で定める面積以上の不動産・動産、不動産信託の受益権の買入れ・売払いの契約のうち、政令で定める基準額以上で条例で定める額以上の契約の締結（令 § 121の2 ②）
  - ⑨ 負担付きの寄付・贈与
  - ⑩ 権利の放棄
  - ⑪ 条例で定める公の施設の長期かつ独占的な利用（法 § 244の2 ②）
  - ⑫ 地方公共団体が当事者である不服申立て・訴えの提起・和解・あっせん・調停・仲裁
  - ⑬ 損害賠償額の決定
  - ⑭ 公共的団体等の活動の総合調整
  - ⑮ 法律又はこれに基づく法令により議会の権限に属する事項（例：指定管理者の指定、外部監査契約の締結、地方道路の認定 等）
- ※ このほか、条例で地方公共団体に関する事件について議会の議決事項を定めることができる（法 § 96②）

### ※ 専門的事項に係る調査（法 § 100の2）

議案の審査又は当該団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験者等にさせることができる。

# 96条2項の活用状況（平成24年4月1日現在）

- 96条2項の規定に基づき議会の議決事件を定めている議会

39都道府県 56件

672市町村 833件

- 議決事件に定めている主な内容

都道府県：長期計画や基本方針等の策定、条例外定数 等

市町村：総合計画や基本方針等の策定、定住自立圏構想協定の締結等、復興基本計画等の策定、市町村立小中学校の統廃合、名誉市民・町民等の認定、姉妹都市協定の締結、市民憲章・宣言の締結 など

# 地方議会制度の概要⑥ ～議会の執行機関等に対する監視機能～

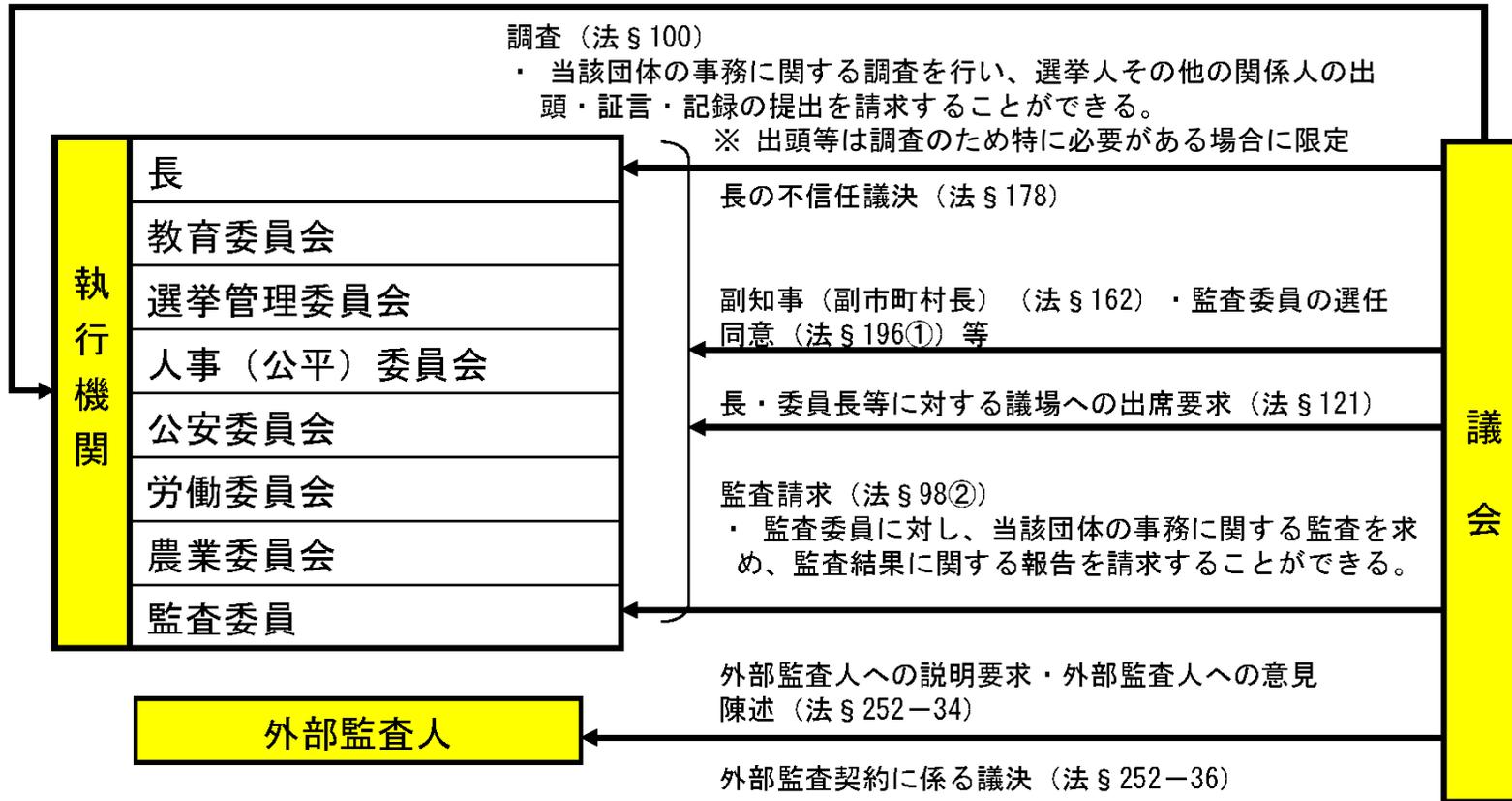
## 検査（法 § 98①）

- ・ 当該団体の事務に関する書類・計算書を検閲し、長等の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行、出納を検査することができる。

## 調査（法 § 100）

- ・ 当該団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭・証言・記録の提出を請求することができる。

※ 出頭等は調査のため特に必要がある場合に限定



## ※ 第三セクター等の経営状況書類の提出（法 § 243-3）

長は、2分の1以上出資法人等の事業計画・決算書類、不動産信託の受託者の事業計画・実績書類を議会へ提出しなければならない。

# 検査権(98条)、調査権(100条)の発動状況

- 検査権

県 0件、市町村90件(41団体)

- 調査権

県 1件、市町村54件(49団体)

※平成21年度～平成23年度までの3か年の状況

諫早湾干拓事業における入植者  
選定に関する調査特別委員会  
中間報告書

平成24年7月13日

諫早湾干拓事業における入植者選定に関する  
調査特別委員会

県出資団体等調査特別委員会  
調査結果報告書

平成22年9月22日

茨城県議会

◎辺野古埋め立て「適切」「撤回を」=百条委、両論併記で決着—沖縄県議会

沖縄県議会の「百条委員会」は14日、米軍普天間飛行場(宜野湾市)移設先の名護市辺野古沿岸部埋め立てを承認した仲井真弘多知事の判断に対する最終報告書を全会一致でまとめた。埋め立て承認を「適切であった」とする与党自民党の見解と、判断に至る経緯が不透明で「撤回されるべきだ」との社民、共産両党など野党の見解が併記された。

百条委は地方自治法に基づく調査権限を持つ。2月の設置以来、知事や県幹部から事情聴取して判断が適切だったか検証を行ってきた。県議会最終日の15日の本会議に最終報告書を提出する。

野党側は、埋め立て承認は政府・自民党の意向を受けた政治判断だと追及したが、知事は「法律にのっとり結論に達した」との主張を貫いた。

県議会与党の公明党は辺野古移設に反対の立場だが、自民党との関係に配慮し文案作成には加わらなかった。(了)

H26/7/14 時事通信社

## 地方議会制度の概要⑦ ～委員会制度～

### ○ 委員会の種類（いずれも任意設置）

常任委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査</li><li>・ 議員は、少なくとも一の常任委員となる。</li></ul>
議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査</li></ul>
特別委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 会期中に限り、議会の議決により付議された特定の事件を審査</li></ul>

### ○ 議案提出権

議会の議決すべき事件につき、各委員会の所掌の範囲内で、議会に議案を提出することができる。

### ○ 公聴会

委員会は、予算その他重要議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有している者・学識経験者等から意見を聴くことができる。

### ○ 参考人

委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査・審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

### ○ 閉会中審査

委員会は、議会の議決により付議された特定の事件について、閉会中においても、これを審査することができる。

## 地方議会制度の概要⑧ ～議会の運営～

議会の招集 (法 § 101)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会は、長が招集</li> <li>・ ①議長は、議会運営委員会の議決を経て、また、②議員の定数の4分の1以上の者は、長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することが可</li> <li>・ 上記請求があったときは、請求日から20日以内に招集しなければならない。</li> </ul>
定例会・臨時会 (法 § 102)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定例会は、毎年、条例で定める回数招集</li> <li>・ 必要がある場合において、その事件に限り、臨時会を招集</li> </ul>
定足数、議員の請求による開議		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。(法 § 113)</li> <li>・ 議員の定数の半分以上の者からの請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。(法 § 114)</li> </ul>
議長・副議長	選出	議員の中から議長・副議長1人を選挙(法 § 103①)
	任期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員の任期による(4年)(法 § 103②)</li> <li>・ 議会の許可を得て辞職することができる(法 § 108)</li> </ul>
	議長の権限	秩序維持権(法 § 104・129・130・131)、議事整理権(法 § 104)、事務統理権(法 § 104・138⑦)、議会代表権(法 § 104)、委員会における発言権(法105) 等
議案の提出		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。(法 § 112)</li> <li>* 執行機関の執行の前提要件・前提手続として議決を経るべき事件の提案権は、長に専属</li> <li>* 予算の提案権は長に専属</li> <li>* 団体の意思を決定すべき事件の提案権は、他の特別の規定がない限り長と議会の双方に存する。(議員提出は定数の12分の1)</li> <li>* 議会に常任委員会等を設置するための条例の提案権などは、議員に専属</li> <li>・ 常任・議会運営・特別委員会は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。(法 § 109①等)</li> </ul>

会議の公開 (法 § 115)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議は公開</li> <li>・ ただし、秘密会を開くことができる。(議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数での議決が必要)</li> </ul>
修正の動議 (法 § 115の3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案に対する修正の動議を議題とする場合には、議員の定数の12分の1以上の者の発議によらなければならない。</li> </ul>
表決 (法 § 116)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。(例外)</li> <li>* 事務所の位置の条例、秘密会、議員の資格決定、拒否権(条例・予算)による再議など → 出席議員の3分の2以上の多数での同意</li> <li>* 直接請求による副知事等の解職、除名処分、不信任議決など → 議員の3分の2以上の出席、その4分の3以上の同意</li> </ul>
除斥 (法 § 117)	議長及び議員は、自己、父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹の一身上に関する事件、これらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。(ただし、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することが可能)
会議不継続の原則 (法 § 119)	会期中に議決に至らなかった事件は、後会に継続しない。
会議規則 (法 § 120)	議会は、会議規則を設けなければならない。
議会事務局 (法 § 138)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県の議会に事務局を置く。</li> <li>・ 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。</li> </ul>
議会図書室の附置 (法 § 100⑰)	議員の調査研究に資するため、図書室を附置し、官報・公報・刊行物を保管

# 地方議会の課題

(第29次地方制度調査会(H21.6.16))

- 議会は、多様な民意を反映しつつ、団体意思の決定を行う機能と、執行機関の監視を行う機能を担っているが、十分にその役割を果たしていないのではないかなどの指摘がなお見られるところである。
- 地方分権の進展等に伴い、地方公共団体の処理する事務は今後さらに増大するとともに、事務の処理に当たっても、条例により自主的に定めることのできる範囲が拡大するなど、地方公共団体の責任領域が拡大するものと考えられ、議会機能のさらなる充実・強化が求められている。

※28次地方制度調査会「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」

議会の現状については、民意の反映の側面からは、議員構成が多様な民意を反映するものとなっていない、住民参加の取組が遅れているといった指摘、また監視機能の側面からは、行政改革や公金支出への監視が十分でないなどの指摘のほか、議員定数が多すぎる、報酬が高すぎる、透明性が低いなどの指摘もある。

# 平成24年地方自治法改正

- 条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができる。
- 議長等による臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が、臨時会を招集することができる。
- 委員会に関する規定を簡素化、選任方法等を条例に委任する。
- 本会議でも公聴会の開催、参考人の招致を可能に。
- 現在条例又は予算に関する議決について異議があるときにできることとされている再議について、対象を全ての議決に拡大。
- 専決処分の対象から副知事又は副市町村長の選任の同意を除外。
- 条例・予算の専決処分について議会が不承認としたときは、長は必要と認める措置を講じ、議会に報告。

### 【議会制度】

- 日本では諸外国と比較して女性や若年層の代表が少ない。女性や若者の声を反映する方策を検討すべき。自治体の選択によるクォータ制まで視野に入れないと、状況は変わらない。
- 都市部の議会のあり方として専門の議員だけで構成する議会だけでいいのか。補完する制度を導入できないか。
- 議員のなり手が少ない。最近無投票当選が多く、何度か続くと選挙の洗礼を受けない者で議会が固定される。議会のあり方以前に草の根の民主主義が崩れてきている。
- サラリーマンが議員に立候補できる環境になく、自治体の意思決定にふさわしい議員構成となっていない。
- サラリーマンは議員活動に専念することは不可能。専門のプロ議員も必要だが、常には加われない議員も加われる、両者を兼ねあわせた制度は考えられないか。
- 選挙制度まで扱うのかよく考えるべき。議会を補完する仕組みについて、議会とは別に住民総会を併置してもいいのではないか。
- 議会事務局の職員はいずれ長部局に戻る。議員の調査能力・政策立案を支えるスタッフとは言えず、議員が長部局を監視する体制とはなっていない。
- 政策が複雑化・専門化し、議会事務局を置いても議会の立法機能は発揮できない。どこまで個人の力量で対処し、どこまでシステムで対応する必要があるか議論する必要がある。
- 自治体の職員は議会を通すための資料作成に力を入れすぎスピード感がない。雑務である資料作成が本務になっているのではないか。

# 議会事務局・議会図書室

- 議会事務局は、都道府県は必置、市町村は任意設置

(138条)

- 議会には、議員の調査研究に資するため、図書室を附置

(100条18項)

## 第29次地方制度調査会答申

「地方公共団体の自主的な政策立案の範囲が拡大するとともに、その処理する事務も複雑化・高度化してきていることから、議会の政策形成機能や監視機能を補佐する体制が一層重要となる。政策立案や法制的な検討、調査等に優れた能力を有する事務局職員の育成や、議会図書室における文献・資料の充実など議会の担う機能を補佐・支援するための体制の整備・強化が図られるべきである。」



# 執行機関

資料は主に総務省作成  
資料、地方制度調査会  
提出資料より作成

# 執行機関

- 地方公共団体の行政的事務を管理執行する機関であって、みずから地方公共団体の意思を決定し、外部に表示する権限を有するもの

## ↔ 議事機関 (議会)

・長 (都道府県知事、市町村長)

・委員会・委員 (教育委員会、監査委員等)

# 地方公共団体の執行機関

## (1) 長

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。(法§147)  
都道府県には知事が、市町村には市町村長が置かれる。(法§139)  
長の任期は4年である。(法§140)

## (2) 長の補助機関

副知事(都道府県)及び副市町村長(市町村)を置くこととされ、その定数は条例で定める。  
ただし、条例で置かないこととすることができる。(法§161)

財務会計事務の執行における命令機関と執行機関を分離するため、会計管理者が置かれ、財務会計事務における執行機関として会計事務をつかさどることとされている(法§170)。

会計管理者は、1人置くこととされており、会計管理者は、長の補助機関である職員のうちから長が命ずる。(法§168)

職員が置かれる(法§172)。

## (3) 委員会及び委員(法§180の5)

政治的中立性や公平性が求められる分野や、慎重な手続きを必要とする特定の分野に限って設置されるもの。  
行政委員会の設置や所掌する事務、組織のあり方等は、法律で定められている。→執行機関法定主義

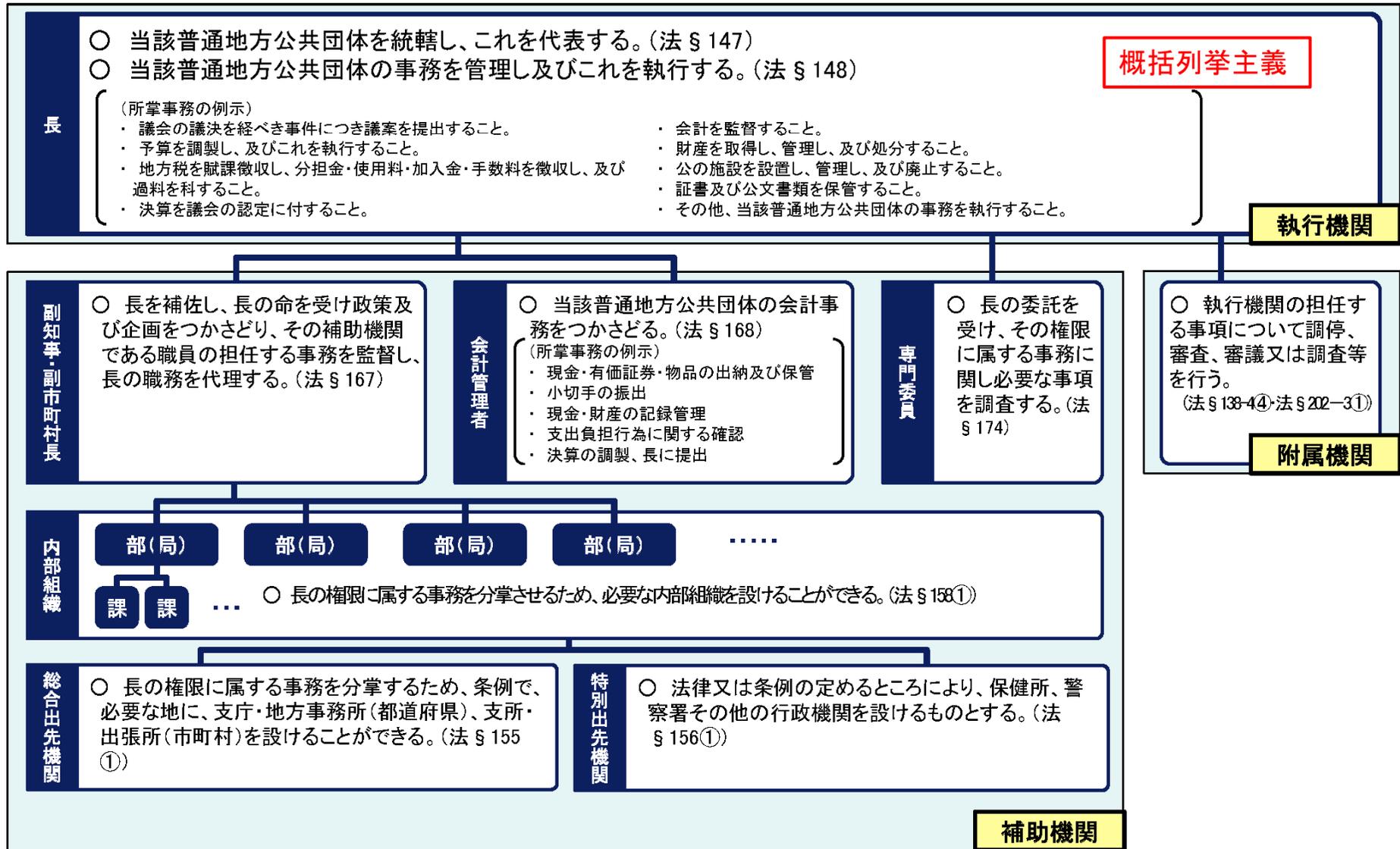
例：教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会(都道府県のみ)など

## (4) 附属機関(法§202の3)

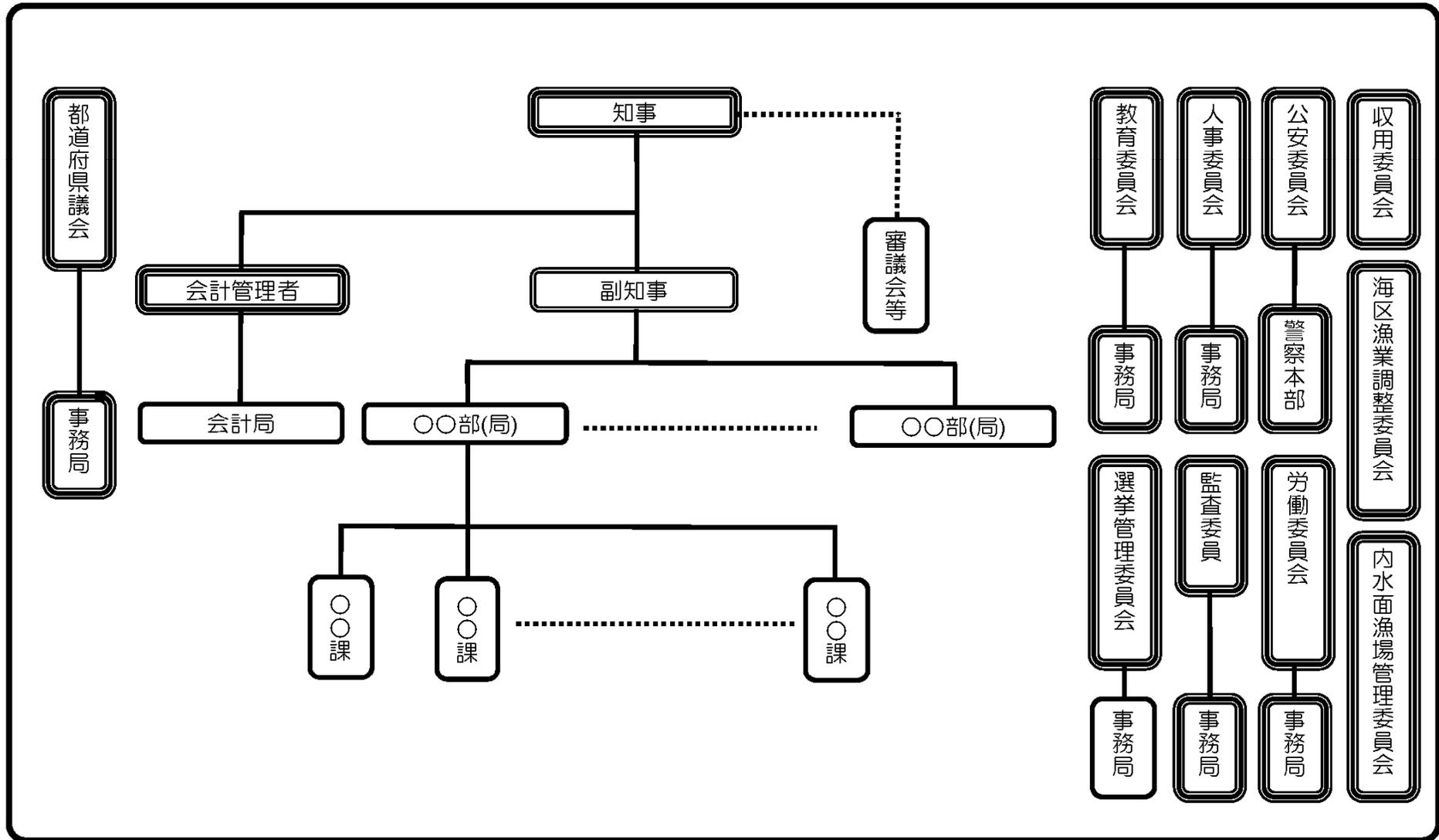
執行機関からの要請によって審議や調査を行い、意見を述べるなどの機関。法律によって設置が決められているものと条例で任意に設置するものがある。

例：都道府県防災会議、都市計画審議会など

# 長とその組織



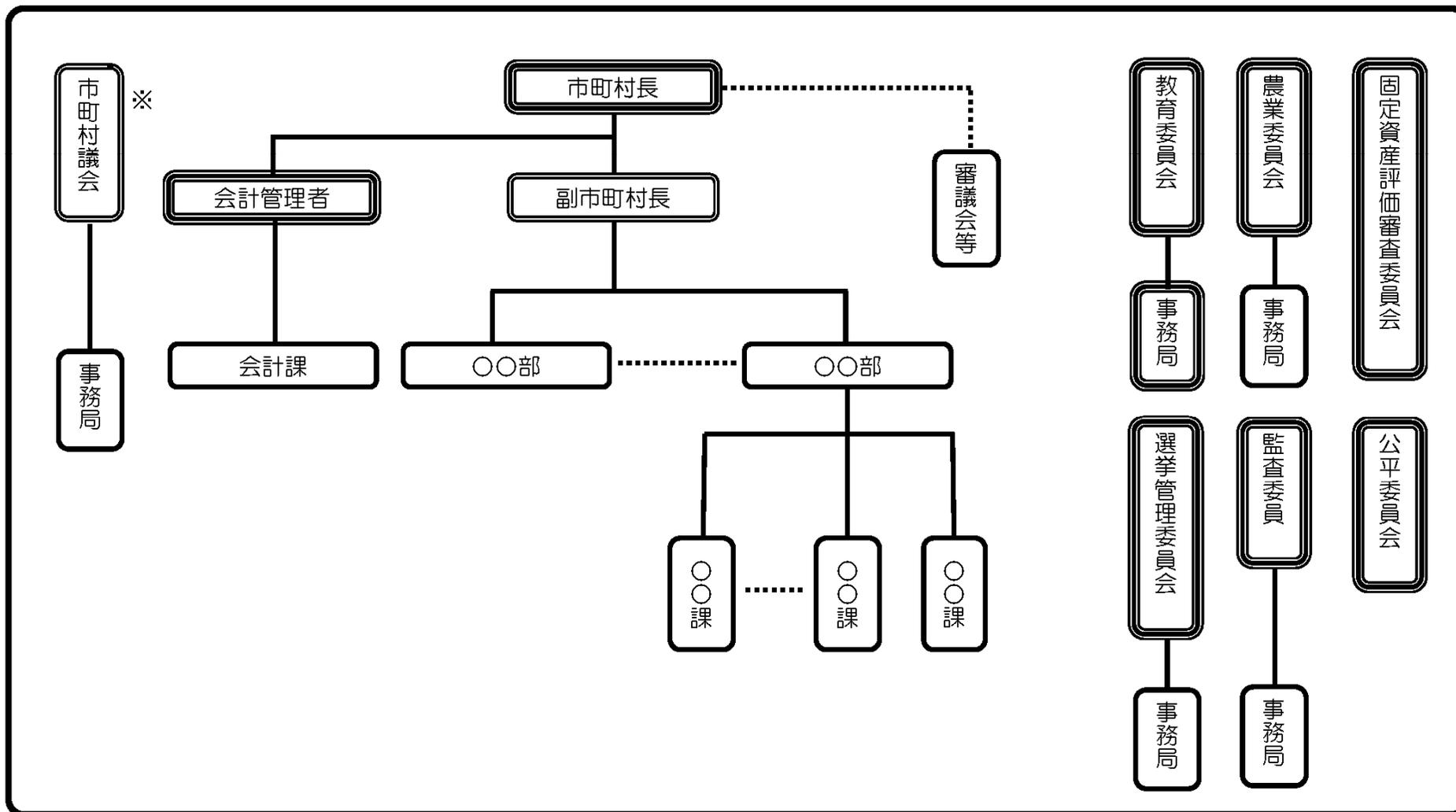
# 都道府県の一般的な組織図



**：**法律で設置が義務付けられているもの

**：**法律で設置が原則として求められているもの

# 市町村の一般的な組織図



**☐** : 法律で設置が義務付けられているもの

**□** : 法律で設置が原則として求められているもの

※町村は議会を置かず、町村総会の設置可

# 委員会及び委員と長との関係

- 執行機関は、条例・予算その他の議会の議決に基づく事務、法令・規則その他の規程に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理・執行する義務を負う。(法 § 138-2) →**執行機関の多元主義**
- 執行機関の組織は、長の所轄\*の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。(法 § 138-3①)
- 執行機関は、長の所轄\*の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。(法 § 138-3②) →**執行機関一体性の原則**

※1 「所轄」とは、上級行政機関と下級行政機関の関係を表す意味の用語であり、通常2つの機関の間で、一方が上級の機関であることを認めながらも、他方は相当程度上級行政機関から独立した機関であることを表す意味に用いられている。

## 長

- 長は、当該普通地方公共団体を統括\*\*し、これを代表\*\*する。(法 § 147)
- 長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及び執行する。(法 § 148)
- 長は、概ね次の事務を担当する。(法 § 149)

- ・ 議会の議決を経べき事件につき議案を提出すること。
- ・ 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- ・ 地方税を賦課徴収し、分担金・使用料・加入金・手数料を徴収し、及び過料を料すること。
- ・ 決算を議会の認定に付すること。
- ・ 会計を監督すること。
- ・ 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- ・ 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- ・ 証書及び公文書類を保管すること。
- ・ その他、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

- 長は、各執行機関を通じて組織・運営の合理化を図り、その相互の間に権衡を保持するため、必要があると認めるときは、委員会・委員等の組織、事務局等の職員の定数・身分取扱について、委員会・委員に勧告することができる。(法 § 180-4①)

※2 「統括」とは、当該普通地方公共団体の事務の全般について、当該普通地方公共団体の長が総合的統一を確保する権限を有することを意味する。

※3 「代表」とは、長が外部に対して、当該普通地方公共団体の行為となるべき各般の行為をなす権限をいい、長のなした行為そのものが、法律上直ちに当該普通地方公共団体の行為となることを意味する。

## 統括・代表・総合調整

## 委員会・委員

- 委員会・委員は、事務局等の組織、職員の定数・身分取扱について定める委員会・委員の規則等を制定改廃する場合には、長に協議しなければならない。(法 § 180-4②)

- 委員会・委員は原則として次の権限を有しない。(法 § 180-6)

- ・ 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- ・ 議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- ・ 地方税を賦課徴収し、分担金若しくは加入金を徴収し、又は過料を料すること。
- ・ 決算を議会の認定に付すること。

都道府県市町村

教育委員会

選挙管理委員会

人事委員会・公平委員会

監査委員

都道府県のみ

公安委員会

労働委員会

収用委員会

海区漁業調整委員会

内水面漁場管理委員会

市町村のみ

農業委員会

固定資産評価審査委員会

# 委員会及び委員の概要

## 【都道府県と市町村に置かれる委員会及び委員】

執行機関	権限	選任方法	選任要件	委員定数	設置の特例等
教育委員会  〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律〕	教育機関の管理、学校の組織編成、教育職員の身分取扱い等に関する事務、教育・学術・文化に関する事務の管理執行	議会の同意を得て長が選任 (§ 4①)	・ 当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者 (§ 4①)	5人 ※ 条例で次のように定めることが可能 ・ 都道府県・市 6人以上 ・ 町村 3人以上 (§ 3)	—
選挙管理委員会  〔地方自治法〕	選挙に関する事務・選挙に係るのある事務の管理	議会における選挙 (§ 182①)	・ 選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者 (§ 182①)	4人 (§ 181②)	指定都市にあっては、行政区にも選挙管理委員会を設置 (§ 252-20④)
人事委員会 公平委員会  〔地方公務員法〕	人事委員会 人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告、職員の試験、選考の実施 人事委員会・公平委員会 勤務条件に関する措置要求・不利益処分の審査等	議会の同意を得て長が選任 (§ 9-2②)	・ 人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者 (§ 9-2②)	3人 (§ 9の2①)	議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して公平委員会の事務を処理させることが可能（この場合は公平委員会是非設置） (§ 7④)
監査委員  〔地方自治法〕	財務に関する事務の執行・経営に係る事業の管理の監査、地方公共団体の事務（一部を除く）の執行の監査	議会の同意を得て長が選任 (§ 196①)	・ 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者 ・ 議員 (§ 196①)	・ 都道府県・人口25万以上の市 4人 ・ その他の市・町村 2人 ※ 条例でその定数を増加することが可能 (§ 195②)	—

【都道府県のみになれる委員会①】

執行機関	権限	選任方法	選任要件	委員定数	設置の特例等
公安委員会 〔警察法〕	警察の行政及び運営の管理	議会の同意を得て長が選任 (§ 39①本文)	・ 当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもの (§ 39①本文)	<ul style="list-style-type: none"> <li>都・道・府・指定県 5人</li> <li>※ うち2人は指定都市の推薦による者</li> <li>指定県以外の県 3人</li> </ul> (§ 38②・ § 39①但書)	—
		長が選任 (§ 39①但書)	・ 道、府及び指定県にあっては、指定都市の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないものうちから、当該指定市の市長がその市の議会の同意を得て推薦したもの (§ 39①但書)		
労働委員会 〔労働組合法〕	労働組合の資格の立証・証明、不当労働行為に関する調査・審問・命令、労働争議の斡旋・調停・仲裁、その他労働関係に関する事務の執行	長が任命 (§ 19-12③)	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用者団体が推薦した者（使用者委員）</li> <li>労働組合が推薦した者（労働者委員）</li> <li>使用者委員・労働者委員の同意を得た者（公益委員）</li> </ul> (§ 19-12③)	各都道府県ごとに使用者委員・労働者委員・公益委員について政令で定める数 <ul style="list-style-type: none"> <li>各13人（計39人）（東京都）</li> <li>各11人（計33人）（大阪府）</li> <li>各7人（計21人）（北海道、神奈川県、愛知県、兵庫県・福岡県）</li> <li>各5人（計15人）（上記以外の府県）</li> </ul> ※ 上記の数に加え、条例で定めるところにより、使用者委員・労働者委員・公益委員各2人（計6人）を加えることが可能 (§ 19-12②)	—

## 【都道府県のみにおける委員会②】

執行機関	権限	選任方法	選任要件	委員定数	設置の特例等
収用委員会 〔土地収用法〕	土地収用・使用に関する審理・裁決等	議会の同意を得て長が選任 (§ 5 2③)	・ 法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者  (§ 5 2③)	7人  (§ 5 2①)	—
海区漁業調整委員会 〔漁業法〕	漁業調整のため必要な指示 その他の事務	委員の選挙権を有する者が被選挙権を有する者につき選挙 (§ 8 5③一)	・ 海区に沿う市町村の区域内に住所又は事業場を有する者であつて、1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者（選挙権・被選挙権の要件）  (§ 8 6①)	9人 ※ 農林水産大臣が指定する海区に設置される海区漁業調整委員会にあつては、6人  (§ 8 5③一)	海面（農林水産大臣が指定する湖沼を含む。）につき、農林水産大臣が定める海区ごとに置く。  (§ 8 4①)
		長が選任 (§ 8 5③二)	・ 学識経験がある者 ・ 海区内の公益を代表すると認められる者 (§ 8 5③二)	・ 学識経験がある者：4人 ※ 農林水産大臣が指定する海区に設置される海区漁業調整委員会にあつては、3人 ・ 海区内の公益を代表すると認められる者：2人 ※ 農林水産大臣が指定する海区に設置される海区漁業調整委員会にあつては、1人  (§ 8 5③二)	
内水面漁場管理委員会 〔漁業法〕	漁業調整のため必要な指示 その他の事務	長が選任 (§ 1 3 1②)	・ 当該都道府県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、当該内水面において水産動植物の採捕をする者を代表すると認められる者及び学識経験がある者  (§ 1 3 1②)	10人 ※ 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、特定の内水面漁場管理委員会について別段の定数を定めることが可能  (§ 1 3 1③)	—

## 【市町村のみに置かれる委員会】

執行機関	権限	選任方法	選任要件	委員定数	設置の特例等
農業委員会  〔農業委員会等に関する法律〕	自作農の創設・維持、農地等利用関係の調整・農地の交換分合その他農地に関する事務	被選挙権を有する者について選挙権を有する者が選挙したものの (§ 7①)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業委員会の区域内に住所を有する者で年齢20年以上のもので次のもの（選挙権・被選挙権の要件） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 都府県にあつては10a、北海道にあつては30a以上の農地につき耕作の業務を営む者</li> <li>② ①の者の同居の親族又はその配偶者</li> <li>③ ①の面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員又は株主</li> </ul> </li> </ul> <p>(§ 8)</p>	長が選任する委員の数以上で次に掲げる数以下で条例で定める数 <ul style="list-style-type: none"> <li>その区域内の農地面積が1300ha以下：20人</li> <li>10a（北海道は30a）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人の数の合計数（基準農業者数）が1100以下：20人</li> <li>その区域内の農地面積が5000ha超、かつ、基準農業者数が6000超：40人</li> <li>上記以外：30人</li> </ul> <p>(§ 7①、施行令第2-2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域内に農地のない市町村には置かない。(§ 3①)</li> <li>区域が著しく大きい市町村（24000ha以上）、区域内の農地面積が著しく大きい市町村（7000ha以上）は、区域を二以上に分けて各区域に設置することが可能(§ 3②、施行令第1-3)</li> <li>区域内の農地面積が次を超えない市町村あつては、置かないこととすることが可能（北海道800ha、都府県200ha）(§ 3⑤、施行令第2)</li> <li>指定都市にあつては行政区ごとに設置(§ 35①)</li> </ul> <p>※ 区域内の農地面積が1600ha未満の場合、行政区が新たに設置された場合、農業事情の共通な地域が区をまたがって存在している場合には、行政区ごとに置かないこととすることが可能(§ 35②、告示)</p>
		長が選任 (§ 12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事又は組合員</li> <li>当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者</li> </ul> <p>(§ 12)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事又は組合員 各1人</li> <li>当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 4人（条例でこれより少ない人数を定めている場合にあっては、その人数）以内</li> </ul> <p>(§ 12)</p>	
固定資産評価審査委員会  〔地方税法〕	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務	議会の同意を得て長が選任 (§ 423③)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者</li> </ul> <p>(§ 423③)</p>	3人以上で当該市町村の条例で定める数 (§ 423②)	—

# 長の多選問題

- 憲法・自治法に長の多選を制限する規定なし
- 長の多選の弊害
  - 長に権限が集中するため、多選が実現しやすい
  - 多選の場合、オール与党化しやすい
  - 部局内で長に疑問、批判が難しくなり、権限の濫用が生じやすい
- 「長の多選問題に関する調査研究会報告書」(2007年5月)
  - 多選の制限は必ずしも憲法に違反しない（選挙の実質的な競争性の確保は、選挙民の政策選択の幅を広げることにつながる）  
首長の多選制限は法律で定めることが必要
- 「神奈川県知事の在任の期数に関する条例」(平成19年条例44号)
  - 知事の在任期数を連続三期までに制限  
施行は別に条例で定める日から

# 行政委員会制度の見直し

- 教育委員会、農業委員会については自治体が選択できるようにすることが適当（第28次地方制度調査会答申）
  - 住民から直接選出された長が責任を持つことが求められているにもかかわらずこの要請を満たすことができない行政分野が生じている状況を改善し、また、地方行政の総合的、効率的な運営や組織の簡素化を図る
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成19年）  
条例の定めるところにより、地方公共団体の長が、  
スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）  
文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）  
のいずれか又はすべてを管理・執行することとできる。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成26年）
  - 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。
  - 新教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免（任期3年）、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表
  - 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成。首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育の振興に関する施策の大綱を策定

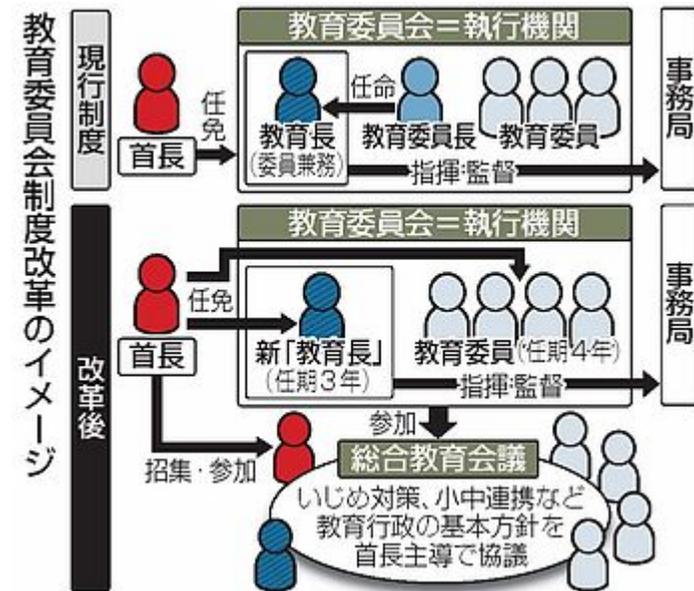
## ★◎教委改革法が成立＝新教育長創設、首長の権限強化

自治体の教育委員会制度を改革するための改正地方教育行政法が、13日の参院本会議で与党などの賛成多数で可決、成立した。現行の教育長と教育委員長を統合した新「教育長」の創設や、首長が主宰する「総合教育会議」の設置が柱。首長の権限を強化、首長と新教育長の責任を明確化し、いじめ問題など緊急事態の発生時にも的確に対応できるようにする。2015年度から施行する。

新教育長は教委の代表者と位置付けられる。首長が議会の同意を得た上で直接任免するため、教育行政に首長の意向を反映させやすくなる。任期は現行の最長4年から3年に縮め、首長が1期4年の任期中に最低1回は人事権を行使できるようにする。

首長は総合教育会議で、学校統廃合や小中連携などについて教委メンバーと協議し、教育行政の基本方針を決める。教科書採択や教職員人事などに関する執行権は、教育の政治的中立性に配慮して引き続き教委に残す。

また、いじめ自殺など児童・生徒の生命や身体に被害が生じる恐れがある場合には、文部科学相が教委に対策を講じるよう指示できるようになる。(了)



## ◎農地売買許可、市に移譲＝農業委が合意－兵庫・養父

国家戦略特区の農業特区に指定された兵庫県養父市で27日、農地売買など農地の権利移動の許可業務を農業委員会から市に移譲することが決まった。農業委が持つ権限の移譲は、耕作放棄地の解消を目指す特区の目玉施策の一つ。

これまで市は特区スタートに向け、農業委に対し、農地の売買や賃貸借の許認可を迅速化するため、農業委が持つ許認可権限の市への移譲を求めてきた。農業委は同日夕に臨時総会を開き、市が許可業務を行う際には「農業委に農地の情報を確認し、意見を聞くこと」を条件に、合意した。

会見した農業委の大谷忠雄会長は、「農業を何とか活性化させたいという思いは市もわれわれも共通。今後も市と共に努力していく」と語った。広瀬栄市長は今回の決定を受け、「農地の流動化をしやすくし、企業や農業生産法人などの新規参入を推進する」と特区指定による農業活性化に意欲を示した。（了）

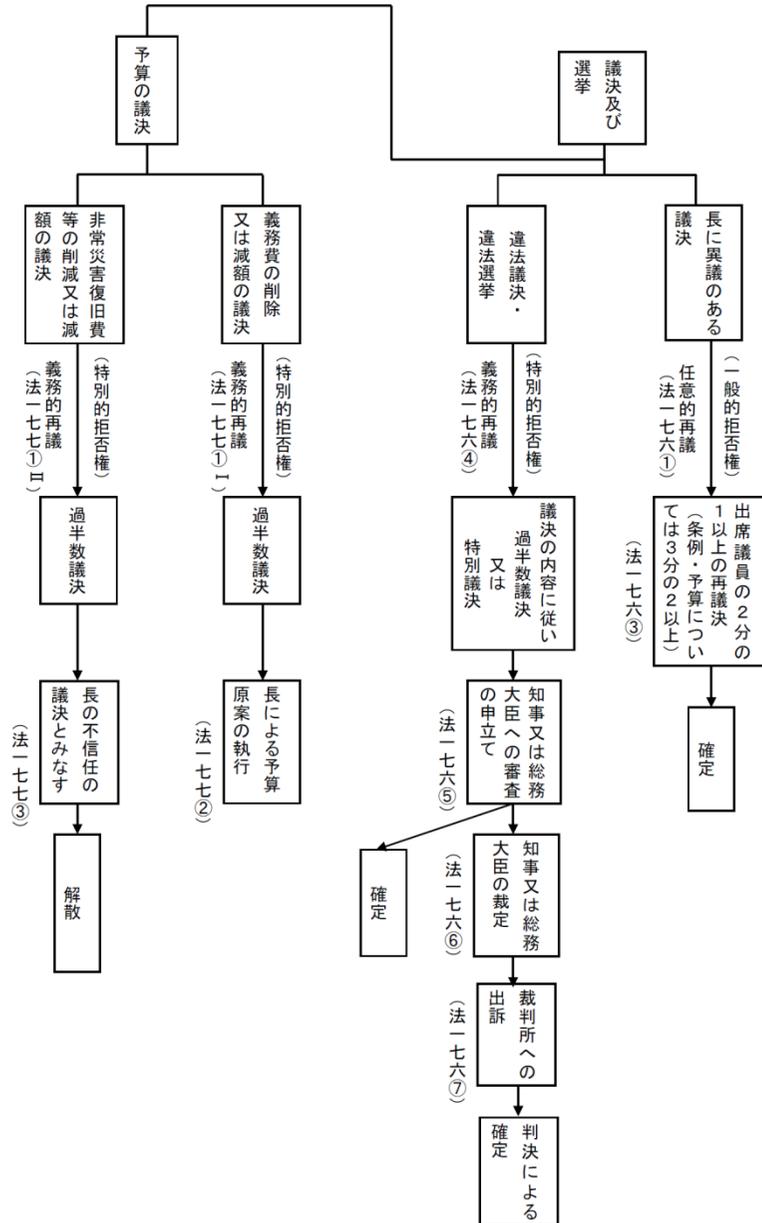
2014/6/27 時事通信

# 長と議会の関係

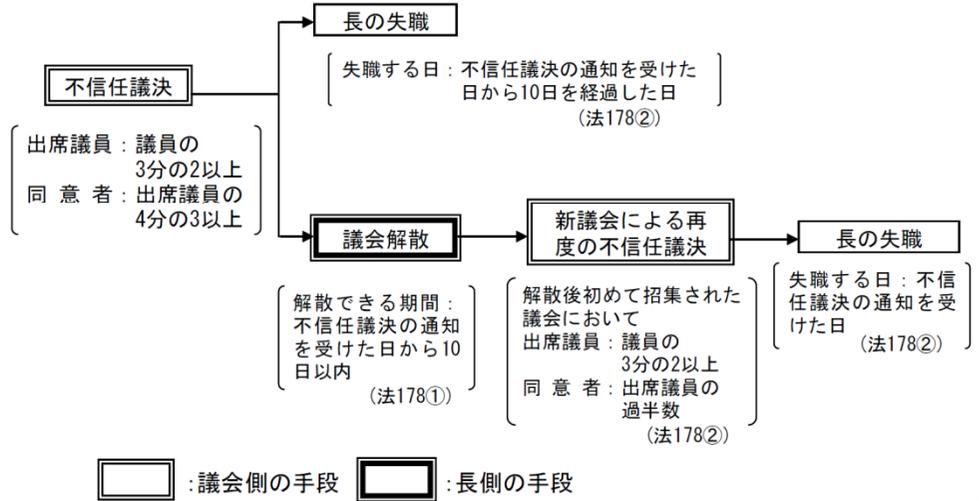


# 再議・不信任議決・専決処分

## ○再議とその効果

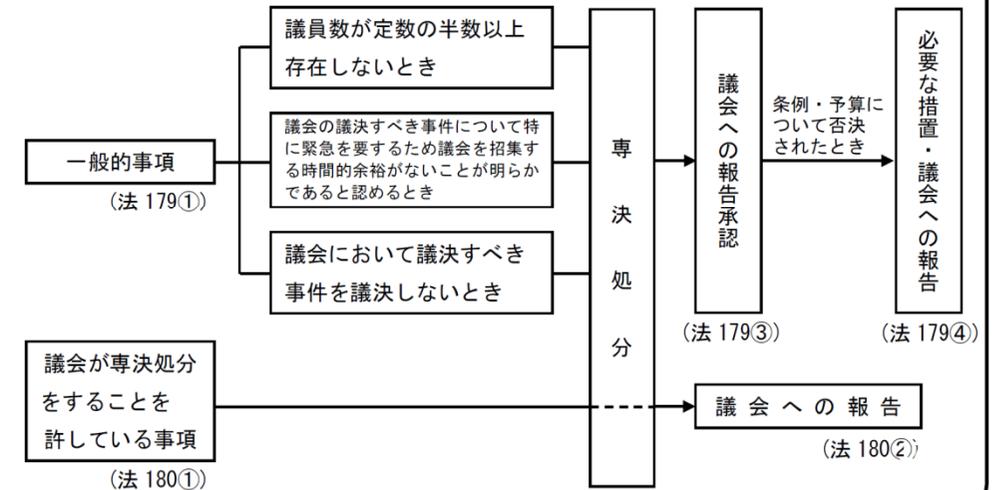


## ○不信任議決の効果



## ○専決処分

→副知事・副市長の選任の同意は除外



# 不信任議決

- 長と議会の均衡がとれない場合、議会は長に対する不信任案を提出し、議決できる。
- これに対し、長の対抗措置として、議会の解散権を認めている。
- 不信任議決は、長に対してしかできない。
- 不信任議決に対して議会を解散したのち、新たに招集された議会において、再度不信任議決がなされた場合には、長は自動的に失職する。

## ※実例

都道府県：長野県（2002）、徳島県（2003）

市町村の事例は多数：阿久根市（2009）

# 再議

- 長が異議のある議決や越権・違法な議決等に対して、再度の議決を議会に求める制度
- 一般の再議(一般的拒否権、176条1項～3項)  
長が異議のある議決に対する再議。対象は議決一般  
条例・予算の場合の再議決要件は2/3、それ以外は過半数
- 特別の再議(特別拒否権)  
越権・違法な議決に対する再議(176条4項～8項)  
義務費の削除減額議決に対する再議(177条1項1号、2項)  
非常災害対策又は感染症予防費の削除減額議決に対する再議(177条1項2号、4項)

# 専決処分

- 法律の規定による専決処分(179条)

「議会が成立しないとき」、「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」、「議会が議決すべき事案を議決しない」

- 長は、次の会議で議会に報告し、その承認を求めなければならない。
- 議会の承認が得られない場合も処分の効力に影響がないと解されている。

副知事・副市長の選任の同意については、対象から除外

条例・予算の専決処分について不承認のときは、長は必要と認める措置を講じ、議会に報告

- 議会の委任による専決処分(180条)

「議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したもの」

- 長は、議会に報告しなければならない。

- <阿久根市長>専決処分を“乱発” 議員報酬日当制など専決 2010年6月19日付毎日新聞

鹿児島県阿久根市の竹原信一市長は18日、市議のボーナスを廃止し、議員報酬を従来の月給制から議会出席ごとに支払う日当制にするなど、3件の条例改正を専決処分した。市長はこれまでに市長と市職員の賞与を半減する条例改正や、花火使用を制限する条例も専決処分している。専決処分の“乱発”に、反市長派議員らは「異常だ。市民による市長リコール運動をけん制するのが狙いだ」と批判。県に22日、市長の市政運営に是正勧告するよう要請する方針。

(中略)

地方自治法は緊急を要する際に、首長の専決処분을認めているが、市長は6月市議会を招集していない。浜之上大成議長は「今のままでは地方自治体の2元代表制が崩壊する。議会も開かれないから審議ができない」と憤っている。  
【馬場茂】

# 平成24年地方自治法改正（再掲）

- 条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができる。
- 議長等による臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が、臨時会を招集することができる。
- 委員会に関する規定を簡素化、選任方法等を条例に委任する。  
本会議でも公聴会の開催、参考人の招致を可能に。
- 現在条例又は予算に関する議決について異議があるときにできることとされている再議について、対象を全ての議決に拡大。
- 専決処分の対象から副知事又は副市町村長の選任の同意を除外。  
条例・予算の専決処分について議会が不承認としたときは、長は必要と認める措置を講じ、議会に報告。